

株式取扱規則



2009.10

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

当会社定款に定める株式に関する取扱い（株主の権利行使に際しての手続き等を含む。）および手数料については本規則によるほか、振替機関である株式会社 証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

- ②当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い（株主の権利行使に際しての手続き等を含む。）および手数料については本規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第 2 条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

第 3 条 (請求または届出)

本規則による請求または届出については、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第24条第1項に定める場合は、この限りでない。

- ②前項の請求または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。
- ③当社は第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④当社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第4条（株主名簿への記載または記録）

当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

- ②当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
- ③前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

第5条（株主名簿に使用する文字等）

当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録

するものとする

第6条（新株予約権原簿への記載または記録等）

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- ②前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第 3 章 諸 届

第7条（株主等の住所および氏名または名称の届出）

株主等は、住所および氏名または名称を当会社に届出するものとする。

- ②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出するものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条（外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を届出するものとする。

- ②常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
③第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出するものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条（法人の代表者）

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届出するものとする。

- ②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出するものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条（共有株式の代表者）

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届出るものとする。

- ②前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第11条（法定代理人）

親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届出るものとする。

- ②前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第12条（その他の届出）

第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- ②証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出るものとする。

第13条（新株予約権者の届出事項等）

当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

第14条（単元未満株式の買取請求）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第15条（買取価格の決定）

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ②前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第16条（買取代金の支払）

買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、前条の買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、これを買取請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

- ②買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払いを請求することができる。

第17条（買取株式の移転）

買取りの請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続を完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

第 5 章 単元未満株式の買増し

第18条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第19条（買増請求の制限）

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求の効力は生じないものとする。

第20条（買増価格の決定）

単元未満株式の買増単価は、第18条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

②前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第21条（買増株式の移転）

買増しの請求を受けた単元未満株式は、前条により算出された買増価格（以下「買増代金」という。）が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第22条（買増請求の受付停止）

当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

(1) 3月31日

(2) 9月30日

(3) その他の株主確定日

- ②前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

第23条（郵送による買増請求の特例）

郵送により買増請求するときは、買増請求者は買増資金を当会社の指定する銀行口座へ振込むものとする。

- ②前項の場合、買増価格の決定に関しては、買増請求および買増資金が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日（到達した日が異なるときは遅い方の日）を第20条に規定する到達した日とみなす。

第 6 章 少数株主権等の行使方法

第24条（少数株主権等の行使方法）

社債、株式等の振替に関する法律第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- ②前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項および第5項を準用するものとする。

第 7 章 手 数 料

第25条（株式取扱手数料）

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、株主等

が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 8 章 株主の提案権行使

第26条（株主の提案権行使の方法）

株主が会社法第303条または第305条に基づき提案権を行使する場合には、書面によるものとし、当該提案を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの提案等であることが確認できる場合はこの限りではない。また、当会社に対する提案が、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、株主本人からの提案とみなし、証明資料等は要しない。

附 則

(改正)

第1条 本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。

- ②当社は、本規則を、当社ホームページへの掲載その他の取締役会決議により定める方法により公開するものとする。なお、当社は本規則を変更した場合、速やかに変更後の規則を公開するものとする。

沿 革

昭和42年 5月10日 制定
昭和60年 6月28日 改正
昭和62年 8月10日 改正
昭和63年 3月 7日 改正
平成 3年 8月20日 改正
平成11年10月 1日 改正
平成12年 4月 1日 改正
平成12年12月 4日 改正
平成13年10月 1日 改正
平成14年 2月28日 改正
平成14年 6月26日 改正
平成15年 4月 1日 改正
平成16年 6月25日 改正
平成17年 6月28日 改正
平成17年 8月 1日 改正
平成18年 5月 1日 改正
平成18年 6月28日 改正
平成19年11月 5日 改正
平成20年12月 1日 改正
平成21年10月 5日 改正